

一般社団法人ジャパンフットケア協会付帯 フットケア賠償補償制度

施設所有（管理）者賠償責任保険、生産物賠償責任保険

拝啓 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、会員の皆様がフットケア業務を行うにあたり、万が一、不慮の事故が発生した場合には、対外的な信用のみならず、経済的にも多額の出費を余儀なくされてしまうことがあります。このような事態に備え、一般社団法人ジャパンフットケア協会は会員様専用プランとして「フットケア賠償補償制度」を創設いたしました。会員の皆様が安心して業務を行うための一助となるものですので、是非ご活用くださいますようお願い申し上げます。

敬具

<本制度の特徴>

会員様のサロン等の施設や業務に起因する以下のような損害賠償リスクを補償します。

- ① 会員様の所有、使用もしくは管理しているサロン等の施設・設備・用具等の管理の不備により、第三者に身体障害・財物損壊を与えた。
- ② 会員様もしくは、会員様の従業員等の施術中のミスにより、第三者に身体障害、財物損壊を与えた。

店舗で販売されたフットケア用品等に問題があり、肌がかぶれてしまった等の事故についても補償します。なお、この補償の対象者は一般社団法人ジャパンフットケア協会の会員のみです。

また、サロン経営者、無店舗型を問わず補償します。

1. フットケア業務によるお客様への賠償補償

(フットケア業務補償特約)

お支払いの対象となる事故

会員様がサロン※¹ 営業中に提供するサービス※²に起因※³して、お客様やその他の第三者の身体もしくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償を負った場合に保険金をお支払いします。

※¹ 店舗の有無は問いません。

※² 提供するサービスとは・・・

角質ケア、ネイルケア、リフレクソロジー、インソール、アロマオイルトリートメント、巻き爪ケアのサービスとします。(医療行為に該当する施術は除く)

※³ サロンが提供するサービスに起因する事故とは・・・

サービス提供中またはサービス提供後でサロンを退出後48時間以内に発見または発症したサロンが提供するサービスに起因した事故とします。

お支払いする主な事故・損害例

- ・ フットケアを行い誤ってお客様の肌を傷つけてしまった。
- ・ アロマオイルトリートメントをした際に、オイルが肌に合わずお客様の肌がかぶれてしまった。
※上記については施術行為と因果関係が明確な事故に限ります。

	補償項目	保険金額 (支払限度額)	自己負担金 (免責金額)
フットケア業務による賠償責任	対人賠償	1名 50万円限度 1事故50万円限度	1事故につき 3万円

お支払いの対象にならない主な事故・損害

- ・ 外科的手術、医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示に起因する損害賠償責任
- ・ 国家資格を必要とする法で認められた医業類似行為(指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等)に起因する損害賠償責任
- ・ 足首テーピング業務に起因する損害賠償責任
- ・ フットケア業務の結果がお客様の望んだ結果にならなかったことによる損害。
- ・ 被害者との間に結んだ損害賠償に関する約定等により加重された損害賠償責任。 など

お支払いする保険金

(1) 法律上の賠償責任

- ① 身体事故の場合・・・治療費、通院費、慰謝料
- ② 財物事故の場合・・・修理費、再調達費用(被害財物の時価額限度)

(2) 被害者に対する応急手当、緊急処理費用

(3) 訴訟になった際の訴訟費用や弁護士費用 等



2. サロン店舗管理上の賠償補償

(施設所有管理者賠償責任保険)

お支払いの対象となる事故

サロンの施設の管理・業務（エステティック行為を除く）の遂行に起因し、お客様やその他の第三者の身体もしくは財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

お支払いする主な事故・損害例

- ・ 窓際に置いてあった花瓶が落下して、お客様の洋服を汚してしまった。
- ・ サロン内の機材が倒れて、お客様がケガをしてしまった。
- ・ サロン内にて水が漏れ、階下のテナントに損害を与えてしまった。
- ・ 立て看板が転倒し、通行人がケガをしてしまった。
- ・ サロン内の機器につまづいて、お客様がケガをしてしまった。
- ・ 業務遂行に起因して、お客様やその他の第三者へコロナを感染させ、法律上の損害賠償を負った場合。

	補償項目	保険金額 (支払限度額)	自己負担金 (免責金額)
施設賠償責任保険	対人賠償	1名 500万円限度 1事故 500万円限度	1万円
	対物賠償	1事故 500万円限度	1万円

お支払いの対象にならない主な事故・損害

- ・ 被害者との間に結んだ損害賠償に関する約定等により加重された損害賠償責任。
- ・ 従業員が業務中に被った身体障害に起因する損害賠償責任。
- ・ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任。
- ・ サロン内の修理、改造、または取り壊し等に起因する損害賠償責任。
- ・ 昇降機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。
- ・ 動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。
- ・ 屋根、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任。 など

お支払いする保険金

- (1) 法律上の賠償責任
 - ① 身体事故の場合・・・治療費、通院費、慰謝料
 - ② 財物事故の場合・・・修理費、再調達費用（被害財物の時価額限度）
- (2) 被害者に対する応急手当、緊急処理費用
- (3) 訴訟になった際の訴訟費用や弁護士費用 等



3. フットケア用品などの販売商品によるお客様への賠償事故

(生産物賠償責任保険)

お支払いの対象となる事故

サロンにて販売した商品に起因して、お客様やその他の第三者の身体もしくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

お支払いする主な事故・損害例

- ・ サロンにて製造・販売した商品に問題があり、使用したお客様の肌が荒れてしまった。
- ・ フットケア用品販売時に使用方法を誤って説明したためにお客様の肌に湿疹ができた。

	補償項目	保険金額 (支払限度額)	自己負担金 (免責金額)
生産物賠償責任保険	対人賠償	1名 500万円限度 1事故/期間中 500万円限度	1万円
	対物賠償	1事故/期間中 500万円限度	1万円

お支払いの対象にならない主な事故・損害

- ・ 被害者との間に結んだ損害賠償に関する約定等により加重された損害賠償責任。
- ・ 従業員が業務中に被った身体障害に起因する損害賠償責任。
- ・ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任。
- ・ 被保険者が法令に違反して生産、販売または提供した商品等に起因する損害賠償責任。
- ・ 販売した商品に回収措置が講じられた場合に要した費用。 など

お支払いする保険金

- (1) 法律上の賠償責任
 - ① 身体事故の場合・・・治療費、通院費、慰謝料
 - ② 財物事故の場合・・・修理費、再調達費用（被害財物の時価額限度）
- (2) 被害者に対する応急手当、緊急処理費用
- (3) 訴訟になった際の訴訟費用や弁護士費用 等



お問い合わせ先： ジャパンフットケア協会
TEL：03（6802）8553 FAX：03（6802）8554